

訪問看護ステーションひまわり運営規定（介護予防含む）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所の人員及び運営に関する基準第73条の規定に基づき、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適切な運営について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 社会医療法人令和会が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要支援状態又は要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 ステーションの看護師等は、要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1) 名称 訪問看護ステーションひまわり
- 2) 所在地 熊本県菊池郡菊陽町曲手760
2. ステーションが行う事業の適正な運営を確保するため、次の所在地にサテライトを開設する。
 - 1) 名称 訪問看護ステーションひまわり 渡鹿サテライト事業所
 - 2) 所在地 熊本市東区渡鹿8丁目1-144
 - 3) 開設日 平成29年5月15日
 - 4) 名称 訪問看護ステーションひまわり 泗水サテライト事業所
 - 5) 所在地 菊池市泗水町吉富584-3
サンテラス岩倉3番館1階B-101号室
 - 6) 開設日 平成25年7月1日

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の員数及び職種)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、及び員数は次のとおりとする。

1. 管理者 保健師、又は看護師 1名(兼務あり)
2. 看護師等 保健師、看護師、准看護師
常勤換算方法で2.5以上となる員数
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士

指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者
 - 1) 当該事業を管理し、職員の指導監督をするものとする。
 - 2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理。
2. 看護師等
 - 1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 平日 8時30分～17時00分
土曜日 8時30分～12時30分
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容、利用料 その他の費用の額

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の基本方針)

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標

を設定し、計画的に行う。

2. ステーションは、自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア（指定介護予防訪問看護は除く）
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際には、利用料の額は、介護報酬の負担割合に応じた額とする。

2. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

交通費（通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満200円・10～15km300円・15～20km400円・20km以上500円）

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、熊本市・菊池市・合志市・菊陽町・西原村・大津町・益城町・御船町・嘉島町とする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第12条 看護師等は、現に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じる。

2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

第6章 その他運営に関する重要事項

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 ステーションは指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. ステーションは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第14条 看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。

2. 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画を作成する。
3. 看護師等は、作成した訪問看護計画の主要な事項について、利用者又はその家族に説明し交付する。
4. 看護師等は、訪問日、提供した訪問看護内容を記載した訪問看護報告書を作成する。
5. ステーションの管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行なう。

(記録の整備)

第15条 ステーションは、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

また、ステーションは、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

1. 訪問看護指示書
2. 訪問看護計画書
3. 訪問看護報告書
4. 訪問看護記録書
5. 市町村への通知に関する記録
6. 苦情の内容等の記録
7. 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(主治医との関係)

第16条 ステーションの管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が行なわれるような必要な管理をする。

2. ステーションは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受ける。

3. ステーションは、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたって主治の医師との連携を図る。

(秘密保持)

第17条 ステーションの従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはいけない。

第18条 ステーションの従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置)

第19条 ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等の活用も含む)を毎年度2回定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2. ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。

3. ステーションにおいて従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施する。

4. 1、2、3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(運営上の留意事項)

第20条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研究及び研修の機会を設け、かつ、質の高いサービスが提供できるよう業務体制を整備する。

2. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人令和会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成16年12月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日より一部変更する(第11条)

この規定は、平成22年9月1日より一部変更する(第2条、第18条2)

この規定は、平成23年12月1日より一部変更する(第5条2)

この規定は、平成25年7月1日より一部変更する(第4条2、第10条2、別表-1・2)

この規定は、平成25年9月24日より一部変更、削除する（第10条 別表-1・2削除）

この規定は、平成29年5月15日より一部変更、追加する

（第4条2. 1）2）3）、第10条一部変更、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に第15条（記録の整備）を加える。）

この規定は、平成31年2月1日より一部変更する（第7条2）

この規定は、令和元年11月1日より一部変更する。（第2条 第19条2）

この規定は、令和6年4月1日より一部変更する。（第19条、第20条）